平成２６年度

高規格救急自動車
仕　様　書

大 月 市 消 防 本 部

高規格救急自動車仕様書

第１章　総則

１　目　的

この仕様書は、大月市消防本部（以下「本部」という。）が購入する高規格救急自動車（以下「車両」という。）の仕様について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　車両条件

１　走行時及び操作時の振動に対する耐久性を有すること。
２　常に車両総重量に近い状態であることを考慮した耐久性を有すること。
３　安全性及び操作性を考慮した構造とすること。
４　清掃、点検、整備及び調整が安全に行える構造とすること。
５　救急活動に必要な救急資器材等を積載できる強度及びスペースを有すること。
６　救急自動車（車両メーカーが車両を改良変更した場合は、新車種形式のもの）及び艤装品、付属品、資器材等は全て最新製品のものであること。

３　適合法令

車両は、次に掲げる法令等に適合し緊急自動車および救急自動車として承認を得られるものであること。

１　救急業務実施基準（昭和３９年３月３日付け自消甲教発第６号通知）
２　道路運送車両法（昭和２６年６月１日法律第１８５号）
３　道路運送車両の保安基準（昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号）
４　薬事法（昭和３５年８月１０日法律第１４５号）
５　その他関係法令及び通達等

４　製作上の問題処理

製作するにあたっては次に掲げる事項を遵守すること。

１　仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに本部と協議すること。
２　仕様内容の解釈について相違がある場合は、本部の解釈に従うこと。
３　仕様の変更が必要な場合、または不審な点が生じたときは、本部に連絡のうえ、その指示又は承認を受けること。
４　仕様に係る材料、資器材等に形式、形状等の改良、変更が生じた場合に

は同等品以上の製品により代替可能とするが、製品並びに資料等を提示し事前に本部の了承を得ること。

5　納　期

1　完成車両は、平成２７年３月３１日までに発注者に納入すること。

2　納入場所は大月市消防本部とし検収を受けるものとする。

6　保証期間

1　一般保証

一般保証は、消耗部品、油脂類、タイヤ、バッテリーを除いた部品等とし、登録の日から３年又は６０，０００ｋｍ走行時点のいずれか早い時期を迎えた方とする。

2　特別保証

特別保証は、エンジン機構、動力伝達機構、ステアリング機構、アクセル機構、ブレーキ機構、排ガス浄化機構、電子制御機構、乗員保護装置にかかる部品等とし、登録の日から５年又は１００，０００ｋｍ走行時点のいずれか早い時期を迎えた方とする。また、エンジンオイル等の油種類について定期的なメンテナンスを行っていても著しい減量が認められる場合は、発注者が同車両を使用する間、受注者において修理等の措置を行なうこと。

3　無償交換、修理

保証期間以降であっても設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する不都合が生じた場合は、部品の交換または修理を無償で行なうこと。また、休日等においても緊急の修理等が生じた場合には、可能な限り対応すること。なお、その原因及び修理等の措置内容を文書にて報告すること。

4　無償点検

登録日から１年間の点検（１カ月、６カ月、１２カ月点検時のオイル及びオイルエレメント交換含む。）は無償で行うこと。

7　登録及び費用

1　受注者は、車両完成後、関東運輸局山梨陸運支局の行う、新規登録検査に合格させるものとし、その手続き及び費用を負担するものとする。

2　自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル料は、本部が負担するものとする。

8　事故防止

受注者は、車両の製作及び移動にあたっては、事故防止について万全の注

意を払うこと。万一、事故が発生した場合は、速やかに本部に連絡するとともに、その人的、物的被害についてすべての責任を負うものとする。
（注　車両移動中に事故等を発生させた場合は、商品は新品車両とすること。）

9　補　則

1　本仕様書に記載なき事項で当然必要と認める部分については、仕様書にかかわらず施行するものとする。

2　車両に取り付けが必要な救急資器材は、本部より支給する。なお、支給する救急資器材の詳細については別途打ち合わせを行うものとする。

3　救急資器材の取り付けに際しては、各関係部署（本部、車両製作受注者、救急資器材受注者等）が十分な打ち合わせを行い、救急業務に支障がないよう事前に取り付け、車両とともに納入すること。

4　車両の自動車登録番号標は希望番号を取得すること。

5　車両は、緊急自動車登録完了を済ませた後、納入すること。

6　車両の登録、廃車に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。

7　契約後に要する費用は、すべて受注者が負担すること。

8　その他必要事項については、別途協議すること。

9　納入後、車両及び付属品等の取扱に対し、技術指導等の援助を実施すること。（日時は本部と協議。）

10　納入時の燃料は、給油所までの距離を走行できる量を給油していること。

第２章　提出書類及び検査

1　提出書類

1　受注者は、車両の製作に先立ち次のものを提出し、承認を受けると共に、仕様内容について細部にわたり十分な打ち合わせを行ない本部の指示を受けるものとする。

（1）契約価格内訳明細書　３部
（2）製作工程表（中間検査、完成検査予定日記載）　３部
（3）シャシ及びエンジン諸元明細書　３部
（4）艤装外観５面図（レイアウト寸法入り）　３部
（5）電気系統配線図　３部
（6）消費電力一覧表　３部
（7）電球及びヒューズ一覧表　３部
（8）装備品、付属品一覧表　３部
（9）部品調達先一覧表（品名、会社名、連絡先）　３部

（10）その他発注者が指示するもの　　必要数

2　受注者は、完成車両納入時に次の書類を本部に提出するものとする。

（１）１の（１）～（10）で承認を受けて訂正した最終書類等

（２）救急自動車取扱説明書

（３）救急自動車パーツリスト

（４）車両整備上必要な資料

（５）取付品、積載品及び付属品の各取扱説明書

（６）積載品及び付属品の各保証書

（７）写真（CD－R 電子データ付）
製作中各工程、車両（新規登録後）の外観５面及び積載品装備状況等の詳細写真。

（８）自動車検査証、リサイクル券

（９）自動車損害賠償責任保険証明書

（10）緊急自動車届出確認証

（11）ＥＴＣセットアップ証明証

（12）納車後の故障等に対応する緊急連絡先等の一覧表

（13）その他発注者が指示するもの

２　検　査

1　検査は、中間検査及び完成検査とし、本部の指示に従って受けるものとする。当該検査を受けようとするときは、１４日前までに書面により依頼すること。検査に必要な測定機器等は製作者が事前に準備する。なお、中間検査及び完成検査を受ける際、隠ぺい部で確認できないものは、写真を提出すること。

2　中間検査は、各部品の装置の製作が概ね完了する時期において、本部の立会検査を受けるものとし、工程表に基づき仕様書、承認図及び打ち合わせ事項について次のとおり検査を行なうものとする。

（１）車体の寸法、構造及び工程検査

（２）取り付け位置、積載品及び各部品の検査

（３）その他発注者の指示事項の確認

3　完成検査は、次のとおり検査を行なうものとする。なお、検査の結果、発注者が不適合又は不合格と認められるものについては、直ちに部品の交換、補修もしくは改造等を行い、再度検査を受けなければならない。

（１）車体外観及び寸法

（２）付属品、積載品の取り付け積載状況及び数量

（３）塗装

（４）走行テスト
（５）その他発注者が指示する事項
４　資器材等の取り付けについて、検査の結果、不適合又は不合格と認められるものについては、直ちに必要な措置を講じ、再度検査を受けるものとする。

第３章　車両及び車種

１　主要諸元は、次のとおりとする。
１　形　式
寒冷地仕様車（関連オプション含む）とし、高規格救急自動車であること。
２　車両寸法
（１）車　両

ア　全　長	５，７００mm以下
イ　全　幅	１，９００mm以下
ウ　全　高	２，５５０mm以下

（２）患者室

ア　全　長	３，１００mm以上
イ　全　幅	１，６００mm以上
ウ　全　高	１，８００mm以上

３　車　種

（１）エンジン	ガソリンエンジン
（２）総排気量	２，６００ｃｃ以上
（３）最高出力	１１１kW（１５１PS）以上
（４）駆動方式	４輪駆動
（５）変速装置	４速オートマチック以上
（６）操舵装置	パワーステアリング
（７）制動装置	ABS（アンチロックブレーキシステム）装着
（８）電気装置	１２Ｖマイナスアース方式
（９）燃料タンク容量	６５リットル以上
（10）最小回転半径	６．４m以下
（11）乗車定員	７名以上

２　標準装備品等
メーカー公表の標準装備品及び付属品は仕様書にかかわらずすべて納入すること。ただし、仕様書で指定したものと重複するものについては、除くこと

ができる。

3　車両は、機動性、操縦性、車両安定性等の諸性能が高く、狭隘な地理的条件にも対応する車両の取り回しができること。また、室内は居住、静粛性に優れているもので、消防救急業務が迅速に遂行できる空間を有していること。

第４章　仕様

１　全　般

１　構　成

本体は、シャーシ・ボディ・及び付属装置から構成されるものとする。

２　使用材料及び部品の規格

１　車両の艤装に使用する材料は、日本工業規格又は同等品以上のものを使用し、新規または新品を使用すること。

２　ねじ類は､耐食性を有するステンレス製又は同等以上の性能を有する物を使用するとともに、主要部及び緩みやすい部分のボルトには、ダブルナットまたは特殊ナットを用いて確実に行うこと。

３　内装材は、すべて難燃性のものを使用すること。

４　ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。

５　木材は十分乾燥したものを用い、形成後の変形、割れ等の生じにくいものを使用すること。

６　メッキ部は、クロームメッキ仕上げとすること

３　構造及び艤装

１　一般的事項は次のとおりとする。

（１）外板は、主として金属製又はＦＲＰ製とし、主要部は溶接仕上げとすること。

（２）総体的な重量の軽減を図り、前後軸及び左右にかかる荷重のバランスを十分に考慮すること。

（３）構造は、堅牢で耐久性が十分あること。

（４）板金等の切断端及び溶接部のバリは面とりを施すこと。

（５）全般にわたり、耐水性、防水性、防錆性、防塵性、耐磨耗性及び耐薬品性に十分考慮すること。

（６）車両外装部は標準仕様の材料とするが、屋根を含む各機器の取り付けは補強し､アンテナの配線などの取付貫通部は防水措置及び室内の防音対

策を十分に講じること。

（７）排気管は、地面と干渉しない構造及び停車時に車両後方への排気ガスの滞留が少なく、傷病者室へ流入しにくい構造とする。

（８）懸架装置は、救急車専用として設計されたもので十分な緩衝性能を有していること。

（９）タイヤは、車両総重量に合った国産ラジアルタイヤとし、ホイールとタイヤの適合性を十分考慮したものであること。

２　電気配線等

（１）配線は天井等に敷設し、車両内外に露出させないこと。

（２）各配線、電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水のかかる部位の端子等は防水処理を施すこと。

（３）端子露出部は、被覆保護処理を施すこと。

（４）熱の影響を受ける部分は、耐熱性ケーブルの使用、遮熱板等により防熱処理を施すこと。

（５）配線が貫通する部分、床面等でケーブル摩耗等の恐れのある部分は、グロメット、保護管保護板等により損傷防止処理を施すこと。

（６）各電装品は、標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。また、ヒューズ取付け部付近の確認しやすい位置に各機器の名称及び容量を表示すること。

（７）増設ヒューズボックスは、ブレードヒューズ型とすること。取り付け位置は、乗降に支障がなく容易に交換等が可能な位置とし、工具を使用せず脱着できる保護カバー（前面に「ヒューズ」の表示）を取り付けること。

（８）ヒューズ及び配線は、電気機器ごとに設けること。

（９）配線コネクタ部、電装品等の取付け位置の裏側には、必要により点検口を設けること。

(10) 電源の取り出し、配線及びケーブルは機器の容量、消費等を加味して施工する。特に消防無線及び電子サイレン装置の接続には雑音障害等に十分留意すること。

３　電装品

（１）オルタネーターは、１２Ｖ－１５０Ａ以上とし、車両装備及び積載資器材に対して十分な電気容量を確保できるものとすること。

（２）バッテリー及びバッテリー配線

ア　バッテリー容量は、１１０Ａｈ（２０時間率）以上とし、救急車両の消費電力を満たす容量とすること。

イ　バッテリー配線は、第２種キャプタイヤケーブル、又はこれと同等以上のものを用いること。

ウ　バッテリーターミナルには絶縁カバーを取り付けること。

エ　バッテリーは、点検整備が容易に行える構造とすること。

（３）インバーター（正弦波３００W以上）を取り付けること。

（４）電装品に対する電気容量負荷を軽減するためオートアイドルアップ機能を有すること。

（５）電装品は雑音障害の少ないものを使用し他機器の誤作動防止に十分留意すること。

（６）熱に弱い電装品はエンジン等の発熱部から離れた位置、又は遮熱板等により防熱処理を施すこと。

（７）コンセント設置箇所に表示（外部商用・インバーター）をすること。

（８）傷病者室内右側に医療機器用（２口）及び携帯電話用（１口）ＤＣ１２Ｖシガライターコンセントを設けること。（詳細は別途打合せ。）

（９）標準装備ＡＣ１００Ｖコンセント以外に傷病者室右側（２口）及び傷病者室右側前方（２口）の使用に適した位置にインバーターＡＣ１００Ｖコンセントを設けること。（詳細は別途打合せ。）

(10) 車両後部右側にＡＣ１００Ｖ外部入力電源用マグネット式コンセントを取り付けること。電源入力部は開閉カバー付きとし、専用入力ケーブルを付属すること。また、外部電源入力中は入力中であることを示すインジケーターランプ等を運転室内の視認が容易にできる場所に取り付け、エンジンを始動させようとした際は、警報音が鳴る機能を有し、エンジンスタートできない構造とすること。

(11) ＡＣ１００Ｖ外部入力接続時は自動的にバッテリー充電器が作動し、車両バッテリーの充電を開始する機能を有すること。

(12) エンジンを停止している場合においても外部商用ＡＣ１００Ｖ電源により室内蛍光灯、医療機器用コンセント等へ電源供給が行え、救急資器材等のバッテリー充電及び取り扱い訓練が実施できるよう電源自動切替機能を有する構造とすること。

(13) エンジン稼働中はインバーターからの電源、また外部商用入力時は外部入力ＡＣ１００Ｖを出力できるよう電源自動切替機能を有する構造とすること。

(14) 傷病者室内の電装品スイッチは、隊員が容易に操作可能であり救急業務等の活動に支障とならない位置に設けること。

４　車　体

（１）車体は、全有蓋密閉構造とし、運転室及び傷病者室の往来が出来る構造

とすること。

ア　内装及び天井

（ア）各内装材は、難燃性のものを使用し、色彩はメーカー標準仕様とするが傷病者に不快感を与えないものとすること。

（イ）天井は、断熱性及び遮音性を十分考慮し、内張り加工を施すこと。

（ウ）天井内張りは、配線等の点検が容易に行える構造とし、各機器の取付け部の天井裏には補強を行うこと。

（エ）内装及び天井は、耐久性、防汚性に優れ容易に清掃等が行えること。

イ　床　等

（ア）運転室内の床は標準仕様とするが、傷病者室の床は上質のロリューム張り等で張ること。

（イ）ロンリューム張り等の色調は、内装色と調和する色調とすること。

（ウ）傷病者室の床は、耐久性、防汚性、防錆性、防水性を有すること。また、水道の流水を使用した清掃に耐えるウォッシャブルフロアとし、床と各資器材との接合部、暖房吹き出し口等に水等が浸入しないよう措置を施すこと。

ウ　ドア等

（ア）運転室の左右側面、傷病者室の側面（左側のみ可）及び車両後部にドアを設けること。

（イ）傷病者室の側面ドア（以下「側面ドア」という）はスライド式に開閉できるものとし全開時にはストッパー機能を有すること。

（ウ）側面ドアは、隊員等の乗降、携行資器材の搬出入に支障のない幅と高さを有し安全な構造であること。

（エ）車両後部ドア（以下「後部ドア」という）は、跳ね上げ式ドアとし傷病者等の乗降及びメインストレッチャー等の搬出入に支障のない幅と高さを有し安全な構造であること。

（オ）側面ドア及び後部ドアは半ドアを検知し、自動的にドアを閉鎖する機能を有すること。

（カ）施錠については、集中ドアロック機能を有し、ワイヤレスリモートコントロールにて全てのドアの開錠、施錠ができるもの。またハザードランプの点滅等により作動確認が可能なものとすること。

（キ）運転席及び助手席、側面ドアの樹脂製ステップ上、また爪先が当たりやすい部分にアルミ縞板等のプロテクターを取り付けること。

（ケ）後部ドアの下方には乗降時に使用する大型ステップを設け、上面にアルミ縞板を取り付けること。また、リヤバンパーに傷つき防止のための金属製プロテクター（縞板）を取り付けること。

（コ）全てのステップに滑り止め加工を施すこと。
（サ）側面ドア及び後部ドアの開口部には、乗降時に使用するグリップを取り付けること。（詳細は別途打合せ。）
（シ）後部ドアの傷病者室側上部に角度調整機能付のスポットランプを取り付けること。
（ス）ドア開放に連動し点灯する室内灯及びステップ灯（非連動となるよう選択スイッチを設けていること。）を取り付けること。
（セ）可能であれば後部ドアを除く、すべてのドアの厚み部分にドア開放に連動し点灯する薄型ＬＥＤ製の警告灯（赤色）もしくは高輝度反射材を取り付けること。（詳細は別途打合せ。）
（ソ）後部ドアの下部にＬＥＤ式の停止表示灯を装備すること。
（タ）助手席側に後方確認用の補助サイドミラーを取り付けること。
（チ）運転室左右のドアにサイドバイザーを取り付けること。

オ　窓　等

（ア）運転席及び助手席の窓はパワーウィンドゥとすること。
（イ）後部ドアの窓ガラスはリヤウィンドゥデフォッガー（熱線リヤウィンドゥ）を装備すること。
（ウ）傷病者室の側面（両側にガラスがある場合は両側面）及び後部ドアのすべてのガラスは、フィルムまたはプライバシーガラスにより透明部分を無くすとともに、くもりガラス加工を施し外部からの日射しや視界を遮り傷病者室内のプライバシーを保護できるものとする。（詳細は別途打合せ。）
（エ）各窓ガラスは撥水効果が持続するコーティング処理を施すこと。

カ　室内及び座席

（ア）運転室

a　座席の配置は運転席及び助手席の２座席とし、３点式シートベルト（巻き取り型）を設けること。
b　運転室の２座席は、メーカー標準の１人掛けとし、リクライニング及び前後のスライド機構付とすること。
c　運転席及び助手席のシート地は、メーカー標準とし、可能であれば汚染防止のため厚手の透明ビニール素材のシートカバーを取り付けること。
d　運転席と助手席の間及び運転席側の後部にＡ３サイズの地図及び書類等を収納することのできる収納庫等を設けること。
e　助手席から傷病者室を確認できるようミラーを取り付けること。
f　助手席側にフレキシブル型のマップランプを取り付けること。

g　運転室内に救急車専用のフロアマットを付属すること。

h　助手席に非常用発煙筒を備えること。

i　飛沫感染防止用の隔壁が形成されるよう助手席側後部に間仕切り（パーティション）を取り付けること。なお、材質は木製又は樹脂製とし、水拭きにより清潔を保てるように表面を樹脂コーティングすること。

（イ）傷病者室

a　座席数は４座以上とする。

b　配置は、傷病者室の右側前部に跳ね上げ式の１人掛け後向き席を１座、左側前部に１人掛け前向きハイバックシート（３点シートベルト付）を１座、左側後部に２名以上の着座が可能な跳ね上げ式の横向き席を設けること。また横向き席の下部は収納庫とすること。

c　後ろ向き席及び横向き席はシートベルトを所要数取り付け、使用しない場合には体裁よく収納できる構造とすること。

d　各座席には背当てを設けること。

e　前向きハイバックシート下部に予備酸素ボンベ２ℓを搭載できる金具を取り付けること。

f　傷病者室の天井部には、明るさの調節が可能な大型蛍光灯４灯及び角度調整付のスポットライト２灯を取り付け、十分な照度を有すること。

（８）冷暖房装置等

ア　冷暖房装置は、運転室及び傷病者室を効率的に、かつ快適な環境をつくる能力と機能を備えたものであること。また、除湿等の水滴が車内に漏れない構造とすること。また、傷病者室内エアコン部の空気吸入口に清掃可能なエアフィルターを取り付けること。

イ　換気扇は傷病者室に騒音レベルが低く、スイッチにより強弱の切替が可能な電動式換気扇を取り付けること。なお、車外から雨水等が浸入しない構造とすること。また、換気扇カバーに脱着及び清掃可能なフィルターを設けること。

（９）手洗い装置

ア　手洗い装置は電動ポンプ式シンクとすること。

イ　汚水タンクは、給水タンクの容量以上のものを設け、内部に残水しにくい形状のものとすること。

ウ　水タンクは、脱着が容易であるとともに振動等により倒れないよう固定されていること。

（10）資器材収納庫等

ア　収納庫の構造は、各機器の機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できるものであって、一般的事項は次のとおりとする。なお、詳細については別途打合せを行うものとする。

（ア）構造は、堅牢で振動による異音等の発生がないものとし、寸法精度が高く、歪み又は隙間がないこと。

（イ）外面及び内面には、危害が生じる又は収容物に損傷を与えるおそれのある鋭利な突起部等がないこと。

（ウ）運転室及び傷病者室の天井部や空間を利用して収納容量の大きい積載部（収納庫等）を設けていること。

（オ）傷病者室の右側に大型の縦型資器材収納庫、右側後方にスライド式扉タイプの収納庫、またルーフサイドに収納庫等を設け、各種観察機器及び処置器材が効率よく収納できること。

（カ）各扉及び引出しは、振動または積載物の移動により開放しない構造とするとともに、その他の積載部にあっても落下、飛び出し等がないよう十分配慮すること。

（キ）収納庫等の底面及び積載機器の固定装置には、ゴム板等の緩衝材を設けること。

（ク）固定装置は、機能が確実で、かつ機器の脱着が容易にできる構造とすること。

（ケ）横向き席の下部は、器材の収納庫とし、上面は簡易担架（バックボード等）を乗せる架台部としても使用するため十分な強度を持つ構造とすること。

（コ）バックボード及びスクープストレッチャーの収納設備は、傷病者室内に設け、容易に取出し及び収納ができる構造とする。

（サ）傷病者室の側面に設ける収納庫の機器、バックボード等は、不意な嘔吐等によっても嘔吐物等が浸入しにくく汚染されにくい構造とすること。

イ　その他の収納等

（ア）運転室左右のドアの内側には、ドアポケットを各１個設けること。

（イ）Ｃ型フックを運転室及び傷病者室に必要数取り付けること。

（ウ）傷病者室の使用に適した位置に手指消毒薬、感染防止手袋、感染防止マスク、ティッシュ等の固定装置を必要数設けること。

（エ）傷病者室の天井部及びその他使用に適した位置に収納用ネットを取り付けること。

（オ）傷病者室内の使用に適した位置にレントゲンフィルム及び書類等を

収納することのできる収納庫等を設けること。

(11) 酸素ボンベ及び酸素吸入装置

ア　酸素ボンベ固定装置は、傷病者室に設けバルブの開閉及び視認が容易にできること。

イ　酸素ボンベは、ヨークバルブ仕様の酸素ボンベ１０リットル型２本を積載し、それぞれ個別に脱着できるもので容易に取り換え等が可能な構造とする。

ウ　酸素ボンベ下部を固定するための金具を取り付けること。

エ　酸素配管は次のとおりとすること。

（ア）配管は、耐久性に優れた高圧用を用い、走行中の振動による擦れ、衝撃等に十分耐える安全な材質とすること。

（イ）配管は努めて内張の裏側に敷設し、室内に露出しない構造とする。また、電装品等から十分な距離をとり振動等に十分耐えられるよう確実に取り付けること。

（ウ）酸素ボンベ側の接続部に酸素送り出し用接続口を、傷病者室内の右側面に酸素取り出し用口を設けること。なお、隊員が操作しやすい位置及び傷病者の起き上がりに支障がない位置とすること。

オ　酸素吸入装置は、加湿流量計、三方チーズ付とし、２個以上の減圧弁及び酸素マスク用ホースの接続口を２口以上、ワンタッチジャックは、ジュンロン型とし、３口以上あること。

(12) 防振架台及びストレッチャー

ア　防振架台

（ア）傷病者室の右側付近に設けること。

（イ）メインストレッチャーの積載等が容易であり、確実な固定及び離脱が速やかに行えるものであること。

（ウ）加減速により生ずる車両前後方向の加速度に対応し、揺れ、振動、沈み等を十分吸収できるものとする。

（エ）左右へのスライド機構付とし、任意の位置において固定でき、操作スイッチ等は操作が容易に行える位置に設けること。

（オ）ヘッドパッド及びＣＰＲロック機構付とすること。

（カ）搬入時等の脱輪防止装置を設けること。

（キ）水洗い等の清掃が行いやすい構造とし、防水及び防錆措置が施されていること。

（ク）動力源は使用せず、基本的にメンテナンスフリー構造とする。

イ　メインストレッチャー

（ア）担架部分は、３段階以上の調節が可能なものであること。

（イ）背もたれ部分は、５段階以上の調節が可能なものであること。
（ウ）下肢側が挙上可能なものであること。
（エ）どの高さにおいても４輪操舵が可能なものであること。
（オ）車輪の回転止め機構を有していること。
（カ）担架部分の両側には、可倒式のサイドアーム（落下防止用柵）を設けること。なお、可倒式サイドアームの操作は頭側及び尾側の両方より操作可能なものとする。
（キ）付属品は次のとおりとする。
a　マットレス
b　傷病者固定ベルト
c　枕
d　サイドアームプレート
e　ガートル架（点滴スタンド）
f　整備工具（日常点検等で必要な場合。）

(13) 電子医療機器等

ア　取付けは次のとおりとすること。
（ア）資器材の機能を損なわないようにするとともに、振動、衝撃に対し故障等しない構造とし、堅牢に取り付けること。
（イ）資器材の取り付けは、専用金具等を使用し、形状における危害防止に十分留意すること。
（ウ）各資器材は、容易に操作ができる場所に取り付けること。
（エ）各資器材から傷病者に装着するコード類等は、活動を妨げない位置とし、座位の傷病者に対し使用できる十分な長さを有すること。

イ　電動吸引器（ＬＳＵ４０００）は、専用電源及び専用金具等により傷病者室右側の使用に適した位置に設置し、取外し及び取付けた状態での使用が可能であるとともに、取付け時には充電が行え、容易に脱着が可能であること。（詳細は別途打合せ。）

ウ　人工呼吸器（ＡＮＳＷＥＲ）は、専用電源及び専用金具等により傷病者室右側の使用に適した位置に設置し、人工呼吸器付近に呼吸回路等を収納できる収納庫を設けること。また、フレキシブルに曲げることが可能な呼吸回路保持アームを取付けること。（詳細は別途打合せ。）

エ　患者監視装置（ＢＳＭ‐３５６２）は、専用電源及び専用金具等により傷病者室右側の使用に適した位置に設置すること。また、センサー類が収納できる収納庫を設けること。（詳細は別途打合せ。）

オ　自動体外式除細動器（ＦＲ３）は、固定装置により容易に脱着が可能な状態で傷病者室右側の使用に適した位置に設置すること。（詳細は

別途打合せ。）

（14）その他の取付品及び積載品等

ア　冷温蔵庫は、専用電源及び固定装置により傷病者室の使用に適した位置に設置すること。なお、容易に脱着が可能であること。

イ　傷病者室の天井及び右壁面にアシストグリップを設けること。（詳細は別途打合せ。）

ウ　時計を傷病者室右側の使用に適した位置に設置すること。（詳細は別途打合せ。）

エ　傷病者室に輸液ビンホルダーを設けること。なお、上肢及び下肢の輸液行為について対応できるものとすること。（詳細は別途打合せ。）

オ　傷病者室右側に医療機器取付け用のパイプを設けること。（詳細は別途打合せ。）

カ　傷病者室の使用に適した位置に使用中の吸引カテーテルを保持できるパイプ等を設けること。

キ　車両右側面に救出救助資器材を装備し、収納庫にＬＥＤ式の照明を取り付けること。（詳細は別途打合せ。）

ク　車両前面中央部に消防章を取り付けること。

ケ　車体左側に旗立てを取り付けること。

コ　ゴム製車輪止めを装備すること。

（15）照明装備及び警告装備等

ア　照明装備

（ア）ルーフサイド左右にウィンカー連動で点滅するサイドフラッシャーランプを取り付けること。

（イ）ルーフサイド左右にＬＥＤ式の作業灯（スイッチ付）を左右に計４灯取り付けること。

（ウ）左右後輪の前側にスモールランプと連動する路肩灯（メインスイッチ付）を取り付けること。なお、ＬＥＤ球に変更が可能であればＬＥＤ球に変更する。

（エ）ヘッドランプは、ＬＥＤ式等の低消費電力及び高照度のものとし、レベリング（マニュアルまたはオート）機能を有すること。

（オ）フォグランプを取り付けること。

（カ）可能であれば運転室室内灯、足元灯、ナンバー灯をＬＥＤ球に変更する。

イ　警光灯・補助警光灯

（ア）ルーフ上のフロント及びリヤの大型散光式警光灯はＬＥＤ式とすること。

（イ）フロントバンパー上にＬＥＤ式の補助警光灯（大阪サイレン製）を２灯取り付けること。
（ウ）側方からの視認性を高めるため左右のルーフサイドもしくは左右のルーフサイド下方に補助警光灯（大阪サイレン製）を取り付けること。また、可能であればフロントバンパーの左右側面にＬＥＤ式補助警告灯を取り付けること。（詳細は別途打合せ。）
（エ）両サイドドアミラー（片側に 2 カ所、両サイド計 4 カ所）へ可能であればWHＥＬＥＮ製（ＯＳシリーズ）警光灯を取り付けること。（詳細は別途打合せ。）
（オ）後部跳ね上げ式ドア上部に補助警光灯を２灯取り付けること。
（カ）後部跳ね上げ式ドアを開放時にルーフ上散光式警光灯と連動して点滅する後方向け作動表示器（補助警光灯）を車両右側の資器材収納庫後方に取り付けること。またメインスイッチを後部跳ね上げ式ドア付近に取り付けること。
（キ）すべての警光灯はサイレン吹鳴と連動し、スイッチは運転席と助手席の双方から容易に操作が行える位置に取り付けること。
（ク）すべての補助警光灯はルーフ上の散光式警光灯と連動して点滅すること。

ウ　サイレンアンプ（拡声装置付き）
（ア）サイレンアンプはダッシュボード中央部、またはその付近とし運転席及び助手席の双方から容易に操作できる位置に取り付けること。
（イ）サイレン音は、「ピーポー」とする。
（ウ）サイレン音は、騒音抑止のため弱スイッチにより法令等で定められた基準の音量を確保しながら吹鳴する機能を有すること。
（エ）サイレン音は、吹鳴開始時に音量が徐々に上昇し、また停止時に音量が徐々に下降するフェードイン、フェードアウト機能を有すること。
（オ）スピーカーは、緊急車の存在を強力に促す能力を有するものとするが室内への浸過音の低減を考慮した位置に取り付けること。
（カ）出場予告、右左折等の音声合成機能及びメッセージ再生機能を有すること。（詳細は別途打合せ。）
（キ）声合成機能の音声メッセージスイッチを運転室中央部及び運転席側に増設すること。（詳細は別途打合せ。）
（ク）サイレン吹鳴時に「ウー」音を発するスイッチを運転室中央部及び運転席側に取り付けること。（詳細は別途打合せ。）
（ケ）助手席側にハンドマイクのハンガを取り付けること。
（コ）運転席側のドア上部にフレキシブル型マイクと運転席から操作しや

すい位置にスイッチを取り付けること。

(16) 無線装備

ア　無線機等の取り付けについては、本部及び当本部の保守業者、車両製作受注者が十分な打ち合わせを行い、取り付けるものとすること。

（ア）運転室の使用に適した位置に無線機及びＡＶM本体等を体裁よく取り付けできるスペースを設け、取付用金具を取り付けること。

（イ）送受話器（取付プレート付）は、運転室に１台及び傷病者室の使用に適した位置に１台以上設けること。

（ウ）走行に支障のない位置に消防無線アンテナを取り付け、点検口を設けること。

（エ）必要な配線を施すこと。

（オ）無線機及びＡＶM専用の電源を設けること。

（カ）アースボディング等の無線障害防止措置を施すこと。

（キ）本体及びアンテナの取り付け、配線等は消防無線デジタル化に対応できること。なお、必要により点検口の増設等を行うこと。

（ク）傷病者室に無線モニター用スピーカーを取り付けること。

(17) 車両運行用装備及び主要装備等

ア　車両運行用装備

（ア）メーカー純正品ＳＤカーナビゲーションシステム（カラーバックアイモニター付）及びＶＩＣＳビーコンユニットを取り付けること。なお、日中においても業務上ライトを点灯させるためモニター画面の照度は自動もしくはスイッチにて切替できること。また、可能であれば走行中に助手席同乗者によるナビゲーションシステム操作ができること。

（イ） カラーバックアイモニターは「R」レンジに連動し作動すること。なお、可能であれば「R」レンジに関係なく専用スイッチにより車両後方の状況を確認できること。

（ウ）後退警報機は、「R」レンジに連動して後退警告ができるよう音声合成装置（メイスイッチ付）を取り付けること。またスピーカーは車両左後部に取り付けること。

（エ）ＥＴＣを取り付けること。

（オ）ドライブレコーダーを取り付けること。（詳細は別途打合せ。）

（カ）夜間照明付きの電流計・電圧計を取り付けること。

（キ）ドア開放警告ブザーを取り付けること。シフトレバーが「P」レンジ以外で、いずれか一ヵ所のドアが開放した場合に運転室内で警報を発すること。

イ　主要装備品

（ア）ＡＭ及びＦＭラジオ、時計を装備すること。

（イ）ドアミラーは、電動格納式リモコンドアミラーとすること。

（ウ）フロント及びリヤアンダーミラーを装備すること。

（エ）フロント及びリヤ間欠式ワイパーを装備すること。

（オ）泥除けを全輪に取り付けること。

（カ）ハイマウントストップランプ（ＬＥＤ式）を装備すること。

（キ）自動車用粉末ＡＢＣ消火器を取り付けること。

ウ　付属品

（ア）スペアキー

（イ）スペアタイヤ（ホイール付）

（ウ）ブリヂストン製スタッドレスタイヤ（ホイール付）

（エ）タイヤチェーン（ゴムチェーン）

（オ）バッテリーケーブル

（カ）ナンバーフレーム

（キ）フロアマット

（ク）三角停止板

（ケ）非常信号灯

（コ）車両工具

(18) 銘　板

ア　車両標準以外のスイッチ類には、名称及び「入・切」又は「ＯＮ・ＯＦＦ」等の表示をすること。

イ　車両標準以外の計器、警告灯類には、名称を表示すること。

ウ　銘板に使用する金属プレート、樹脂プレート等は、耐久性及び耐水性の高い材質を使用すること。

第５章　塗装及び記入文字等

１　塗　装

１　車体の塗装は、救急自動車用とし、亀裂、剥離等による錆が発生しないように念入りに行うこと。

２　外板等の白色塗装は、錆落としを完全に行い、素地面を滑らかに研ぎ、油分をふき取った後、次により実施すること。

（１）プライマ塗り後、凹凸部分等はパテ付け及び研磨を行うこと。

（２）サフェーサ塗り後、研磨を行うこと。

（３）上塗りを行った後、磨きを行うこと。

３　車体下回りは、防錆塗装を行うこと。
４　記入文字及びマーク
（１）その他本部が指示する記入文字及びマークを表示すること。
（２）デザイン、位置、字体、寸法、色等の詳細については別途打ち合わせをすること。
５　対空表示
（１）表示場所は、キャビネット上とし、詳細については別途打ち合わせとすること。
６　その他
（１）記入文字及びマーク、反射素材等は、屋外用高耐候性の長期カッティングシートを使用し、凹凸部分であっても浮き、剥がれ等が生じにくいものを使用すること。
（２）反射素材部分については、反射輝度の高い素材のものを使用すること。
（３）資器材及び積載品の表示用として、カッティングシートを用いネーム、マーク等を作成し、付属すること。（詳細は別途打合せ）

第６章　装備品及び付属品等

１　別表とする。